

75歳以上の人の医療は、後期高齢者医療制度で!

保険料 = 均等割額 + 所得割額

保険料は、皆さん全員が負担する「均等割額」と、皆さんの所得に応じて負担する「所得割額」との合計した額になります。

平成20・21年度の岡山県の後期高齢者医療制度の保険料

均等割額	所得割額
43,500円 (年間)	$\left[\begin{array}{l} \text{年金やその他の収入} \\ \text{による所得の総額} \end{array} - 33\text{万円} \right] \times 7.89\%$ <small>(基礎控除額)</small>

保険料の最高額は50万円です。

保険料については、岡山県後期高齢者医療広域連合が設定します。保険料は、2年ごとに見直され、岡山県内(西粟倉村を除く)は均一の保険料となります。

保険料は、75歳以上の人全員が納めます

平成20年4月から後期高齢者医療制度スタート

平成20年4月から、高齢者を対象にした新しい医療制度が始まります。

保険証は、1人に1枚交付されます。医療機関での支払いは、これまでの老人保健と同様で変わりません。

この制度は、新たに設置された岡山県後期高齢者医療広域連合によって運営されます。市は保険料の収納や申請の受け付けなどの窓口業務を行います。

75歳以上の人全員が対象

原則75歳以上の人、全員が対象です。現在、子や孫などが加入する健康保険組合や共済組合などに入っている人も対象になります。

65歳以上75歳未満の人で、寝たきりなど一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた人も対象になります。

保険料の軽減

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて、保険料のうち「均等割額」について、7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減措置が受けられます。

健康保険組合や共済組合などの被扶養者であった人は、この医療制度に加入した月から2年間は保険料の「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」はかかりません。平成20年度は特例として、平成20年4月分分から9月分までの6か月間は保険料を徴収しません。また、平成20年10月分分から平成21年3月分までの6か月間は、均等割額を9割減額する措置が行われます。

8257) ●健康づくり課保険年金係 (☎92)

●岡山県後期高齢者医療広域連合

問い合わせ

(☎086-245-0090)

●新しい高齢受給者証は3月中にお手元へ

医療費の自己負担が、平成20年4月以降は2割となるとお知らせしていました。しかし、政府の方針で1割負担に変更になりました。70歳から74歳までの人には、3月中に新しい受給者証をお送りします。

問い合わせは、健康づくり課へ

●国民健康保険税の年金から天引き、10月から

国民健康保険税の、年金からの天引きが今年10月から始まります。対象は、国民健康保険に加入している65歳以上の世帯の人で、受け取っている年金の年額が18万円以上の人です。

問い合わせは、健康づくり課へ



3月下旬に、お手もとに届くようお送りします。

年間に18万円以上の年金を受け取っている人は、保険料は年金から天引きされます。



これから75歳になる人は、75歳の誕生日当日から、後期高齢者医療制度に加入することになります。



医者にかかるときの自己負担は、老人保健と変わらず、原則1割負担のままです。

